



【事業概要】

- 1 当該事業の建築可能範囲における三河湖観光センターの建築（設計諸条件については募集要領等を参照）
- 2 三河湖観光センター建設に干渉する植栽の撤去
- 3 現センター（本棟・公衆便所・休憩所・倉庫・その他工作物及び浄化槽）の解体、撤去

【市が手配すること】

- ・既設の備品・物品（建物に附属する設備を除く）の撤去

縮尺 1 : 500

206512345678

